

独立行政法人改革等に関する分科会第3WG
第1回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○事務局 それでは、独立行政法人改革等に関する分科会第3ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方には御多用中のところ、また、あいにくの雨で足元お悪い中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

座長の御挨拶までの間、議事進行を務めさせていただきます。

よろしくお願ひしたいと思います。

先日開催されました独立行政法人改革等に関する分科会第1回会合におきまして、4つのワーキンググループを立ち上げることとされております。

第3ワーキンググループの担当は、内閣府、消費者庁、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会の所管の独立行政法人で、そのうち都市再生機構を除くとされているところでございます。

これから、委員の皆様方には、累次にわたり、本会合に御対応頂きます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

なお、お配りしております資料につきましては、それぞれの法人ごとに法人シートと補足資料、その後の一つついておりますのは、事務・事業のフォローアップについての各省からの報告文でございます。

適宜、御参照頂ければと思います。

もし、資料の過不足等ございましたら、議事の途中でも結構でございますので、事務局にお申しつけ頂きたいと思ひます。

それでは、本ワーキンググループの座長でいらっしゃいます山本委員から御挨拶を頂きたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○座長 今回、第3ワーキングは初めての会合だということで、いろいろ所掌が幅広くなっておりますので、それぞれの専門の分野あるいは御経験の分野からの的確な御意見を頂戴して意見を集約できればいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 それでは、これ以降の進行を山本座長にお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○座長 それでは、事務的に前回の会議でも出ておりますとおり、ワーキンググループの会合の進行上、座長代理の指名というものが必要になっております。それで、参考資料1のほうに書いてございますとおり「ワーキンググループの開催について」につきまして、座長代理は座長が指名することになっております。

したがって、職権として私から指名させていただきますと思ひます。

今日、所用で御欠席ではありますが、長らく行政改革の推進会議あるいは独法の改革の有識者懇談会等の委員も歴任されておられまして、過去の行政改革の推移、あるいは独立行政法人改革の推移等についても、御見識が豊富であるということで、土居委員にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。御異議ございません。

でしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 それでは、土居委員に座長代理をお願いしたいと思っております。

次に、お手元の参考資料1の3でございますとおり、正式にはワーキンググループと書いていますが、ワーキンググループの議事なり、ワーキンググループ会合の公表についてという意味だと思いますが、この公表につきましては、原則非公開ということで、本行革の親委員会も独立行政法人に関する会議のほうも原則非公開となっておりますので、ワーキンググループにつきましても、原則非公開ということにしたいと思えます。

ただ、会議資料等につきましては、これは会議終了後にホームページに公表いたしますと同時に、議事概要についても併せて公表することといたしたいと思えます。

それで、また詳細な議事につきましては、後ほど各委員の皆様の内容を御確認頂いた上で、本ワーキンググループに関する全ての議論が終了し、また政府において、見直し方針が最終的に決定されました後、まとめて公表するというので、それまでの間は議事概要ということに多分なろうかと思えます。

なお、それぞれのワーキンググループの会議終了後に、記者から要望があればということだろうと思えますが、私から一括して記者へのブリーフィングを行うことになっておりますので、各委員におかれましては、個別の内容につきましては、ヒアリング途中でもございますので、対外的には言及を差し控えて頂きますようによろしくお願ひしたいと思っております。

次に、ヒアリングの進め方についてでございますが、これにつきましては、事務局のから御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2に基づきまして、御説明致します。

「第3WGのヒアリングの進め方(案)」でございますが、まず、本WGのヒアリング対象法人は別紙、1枚おめくりを頂いた案のところでございます。

内閣府から国土交通省までのところで24法人と、原子力関係、その他金融業務を行う法人について必要に応じて議論ということでございます。

1回の会議で、3～7法人のヒアリングを行う。1回の所要時間は、2～3時間を想定しております。

原則1法人ごと説明・質疑を行うこととし、まず5分程度説明を受けた後、15～30分程度意見交換を行う。

ただし、複数の法人を特定してまとめて説明を求めること、または、府省側の判断で複数の法人をまとめて説明を受けることもあり得るとしてあります。

冒頭の説明は、原則、府省側から受けることといたしますが、時間の範囲内で法人から補足的に説明を受けることもあり得ると致しております。

府省側からの説明は「法人シート」や必要に応じて補足説明資料を用い、特に説明が必要な事項について重点的かつ簡潔に行って頂く。

なお、必要に応じて、追加のヒアリング行うこと、書面による回答を求めることもあり得るということでございます。

別紙のヒアリング対象法人につきましては、これまでの閣議決定の内容や、決定に至るまでの経緯並びに現在の法人の事務・事業、組織実態等を総合的に勘案したものでございます。

また、原子力関係の法人につきましては、ペンディングとなっておりますが、原子力政策の在り方について、政府全体での議論が別途行われているということがございますので、当ワーキングでの扱いにつきましては、また、別途御相談をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○座長 今の事務局からの御説明にありましたとおり、資料2の次の「(案)」に書いてある法人がヒアリングの対象ということになっておりまして、原子力関係法人についてはペンディングということで、政府の見直しの推移等も踏まえてヒアリングの対象にするかどうかを含めて決めていくということで、とりあえずペンディングということで作業を進行したということでございますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 では、この事務局のヒアリングの進め方のおり実施していくということに決定したいと思っております。

なお、ヒアリングの具体的な対処法につきましては、先ほど来、議論になっておりますような原子力関係法人等も含めて、場合によっては追加ということもあります。

それでは、時間も少ないですから、早速、各法人のヒアリングに入りたいと思っております。

本日は、4法人と1府省についてヒアリングということで、具体的な独法といたしましては、内閣府所管の国立公文書館、消費者庁所管の国民生活センター、財務省所管の国立印刷局と造幣局の4法人からヒアリングを行う予定になっております。

また、主務省の立場からも、この独法の分科会におきましては、制度見直しということも同時にやっておりますものですから、横断的なテーマ等につきまして、独法制度の通則法の制度運用に関する御要望であるとか、御意見等につきまして、意見聴取を行いたいと考えております。

したがって、ヒアリング対象としては、5つということになろうかと思っております。

それでは、まず最初に、内閣府所管の国立公文書館からヒアリングを行いたいと思っておりますので、入室までの間、しばらくお待ち頂きたいと思っております。

(内閣府、国立公文書館入室)

○座長 本日は、御多忙のところ、内閣府、国立公文書館の関係の皆様においで頂きまして、誠にありがとうございます。

ヒアリングの進め方でございますが、時間が非常に限定されておりますものですから、

できますれば、冒頭でこの場合、内閣府から5分程度で概要を説明頂きました後、20分程度になろうかと思いますが、質疑応答を私どもからさせて頂くことにしたいと思います。

特に、時間が限られておりますので、重点かつ簡潔に御説明頂きたいと思っております。

それでは、内閣府から御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○内閣府 内閣府でございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、5分間ということで、時間が限られておりますので、ポイントだけ御説明を申し上げたいと思います。調査票の既存の様式の資料等に加えまして「公文書管理制度の全体像」という色付きの一枚紙と「国立公文書館の在り方に関する議論の流れについて」という資料を追加で配付させて頂いているこの3点に沿って御説明を申し上げます。

まず、様式1の1ページ目でございますが「法人概要」としましては、歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般に利用に供すること等を行う特定独立行政法人である。

「沿革」としましては、総理府の附属機関として昭和46年に設置されて、中央省庁改革の際に独法化された。

役員は4名、職員は常勤45名、非常勤が118名、予算は約20億でございますが、一番下のほうで、99%が国からの財政支出である。資産は62億円でございますが、北の丸の本館とつくばの分館の土地建物が主なものということでございます。

様式2でございます。「事務・事業の構造等」でございます。

今、御説明したとおりでございますが、自己収入、事業収益が2,100万円ほどございますけれども、これは基本的には利用料、公文書というのが国民共有の財産でございますので、利用料は無料とされておりまして、法律上は文書の写しの交付のみ実費の範囲内で手数料を徴収することができるということになっておりまして、その収入でございます。

自己収入によって運営費を賄うことは予定していない法人だと理解しております。

様式3でございます。「組織図及び職員数」につきましては、ご覧のとおりでございます。

それから様式4でございます。

まず、最初に政策体系の中での位置づけということでございますが、これにつきまして、追加で配付をさせて頂きました「公文書管理制度の全体像」の中での位置づけを御説明申し上げたいと思います。まず、この全体像が平成23年4月、一昨年4月に施行されました公文書管理法等に基づく公文書管理制度の全体像でございますが、公文書管理制度そのものが行政文書の適正な作成、保存、利用を図ることによって、国の諸活動の記録を現在あるいは将来に残していくという国の責務を全うするためを目的とした制度でございますが、国立公文書館はそのうち下の方の赤色の部分を担っているということでございます。

具体的に申し上げますと、その赤色の枠の中に「特定歴史公文書等の永久保存」というものがございます。これは各行政機関から保存期間が満了した重要な文書、例えば憲法で

ありますとか、終戦の詔書でありますとか、全ての法律とか、閣議決定とか、そうしたものの移管を受ける。法律上、移管義務がございます。各行政機関に移管義務がございますので、移管を受けて、それを保有をして、それらを永久に保存していくというものがまず一つでございます。

それから、もう一つは、その左側でございますけれども、これらの文書につきましては、国民から見ますと、情報公開請求に準じた法律上の利用請求権というものが認められておりまして、現用文書と同様に、歴史文書についても、利用請求権があって、国立公文書館長が利用決定をそれに対して行う。個人情報に該当するかどうか等々を判断して、利用決定を行う仕組みになっているということでございます。

さらに、その右側のほうでございますが「専門的技術的助言」あるいは「特別の報告徴収・実地調査」とございますけれども、その上の矢印が引いてございますが、文書の廃棄等々につきまして、行政機関等への専門的技術的助言を行うということにされておりましたり、あるいは内閣総理大臣の求めによって、行政機関からの文書の管理状況の報告徴収をするあるいは実地調査を行政機関に対して行うといった権限を有しております。

このように、国立公文書館は、公文書管理制度全体の重要な一翼を担って、国の行政事務を遂行していると理解をしております。

ちなみに、諸外国との比較になってくるのですけれども、こういう憲法ですとか、重要な歴史公文書を国が直接保有するのではなくて、別法人が保有しているという形態は、実は諸外国には例がなく、非常に特異な形態だと理解をしております。

我々が調べる限りにおいては、主要な文書は直接国が保有を続けて、国が利用をさせるという形を続けております。

次でございます。

様式4に戻って頂きますと、独法制度のメリット・デメリットということでございます。メリットとしましては、そこに書いてございます専門性を有した職員の採用が柔軟になる、あるいは東日本大震災等々の際に、被災地で修復事業を行うなど、柔軟な事業執行が可能でございますので、そういう意味では非常にメリットがあると理解をしております。

それから「組織の在り方」につきましては、後ほど別途御説明をさせていただきます。

それから「法人の業務における民間委託の状況」につきましては、システム関係業務等々につきまして、民間委託をしているということでございます。

それから、様式5でございます。

これにつきましては、別途配付をいたしました「国立公文書館の在り方に関する議論の流れについて」というものをご覧頂きたいと思うのですけれども、その紙の一番下の丸にございますように、平成24年1月の前回の独法改革の閣議決定では、公文書管理法の附則で定められた5年後見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行うということとされておりまして、その提出された法案では、経過措置として旧独法の組織形態を維持するというようにされております。

この「特別の法人」とは何かということにつきましては、もう一枚めくって頂きました有識者会議の提言の報告に記載しておりますように、立法府、司法府と一種共同の法人格を持たせて移管が進むようにという趣旨で提案をされているものでございます。

最後でございます。

様式の6に戻って頂きますと、これまでの経緯を含めた組織見直しの考え方ということでございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、国立公文書館の組織のあり方の検討につきましては、国会の附帯決議等々によりまして、公文書管理法の施行後5年を目途とした見直しというものが宿題になっているという状況でございます。その検討状況でございますが、内閣府としては衆参事務局と文書の移管につきまして、協議を進めておりますけれども、現状、なかなかやはり立法府から行政府に文書を移管するという点について、協議は進んでいないという状況でございます。

いずれにしろ、立法府の文書、議会文書をどのように保存していくのかということは、立法府との相談事項ということになって参りますので、今後とも引き続き議論をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

長くなりまして、恐縮でございます。

○座長 いえいえ。ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入らせて頂きますが、最初に確かに国とは別の組織でやっているのは例外的であるというお話があったのですが、今、有識者会議等の御議論もあるかと思うのですが、現状において、内閣府としては、この公文書館の組織形態をどういう形態が一番いいとお考えなのでしょうか。それをまずお聞かせ頂いてから、個別なお話に入りたいと思います。

○内閣府 基本的には、先ほど御説明申し上げましたように、国立公文書館の業務、これは憲法等々の公文書でございますので、国がまさに行うべき事務だと考えております。

その上で、先ほど申し上げましたけれども、独法制度のメリットというものはやはりあるのだろうと。柔軟に業務を行えるメリットというものがあって、そこを生かしていくべきだろうとは考えております。

その一方で、国会等々からの宿題、先ほどもございましたように、そういったことについても考えなければならない。独法制度とは違う特別の法人にしてはどうかという議論が別途あるということでございますので、そういう立法府等との協議もしながら、組織のあり方を我々としては考えていきたいと思っております。

○座長 わかりました。

他の委員の先生方、いかがですか。

どうぞ。

○委員 御説明ありがとうございました。

あるべき姿のところ、今、御説明くださった今後の検討課題になっている立法府と司

法府の文書も移管の検討というお話をお尋ねしたいのですけれども、先ほど諸外国の例というものを御説明くださったのですが、この三権それぞれ別々にというのは、それはそれで私などは個人的にはわからない気もいたしまして、全部一緒にとという有識者会議での報告が出ているのですが、こういったことを諸外国あたりですとどんなふうに保管をしているのかという点、それから、実際にこれまでいろいろ交渉されていて、例えば、立法府と交渉されたときの差し支えない範囲で、やはりどんな内容の協議をなされているかといったあたりをお尋ねできればと思います。もし差し支えがあるようであれば、結構です。

○内閣府 まず、諸外国がこの議会の文書がどうなっているのか。これは大きく2つパターンがございまして、ヨーロッパ型、これはイギリスとかフランスとかドイツなどは、実は、議会は議会の文書館があつて、それから行政府と司法は一緒の文書館になる。行政文書館は司法もという意味において、大きく三権の中で二つ文書館があるというパターンがヨーロッパ型、それから実はアメリカ型が議会までを含めた行政府の文書館が全てを保存していくというパターンが2つあります。

それで、我が国がどういう考え方になっているのかということにつきましては、先ほどの色つきの全体像の紙の一番下のところに立法府との関係が書いてございます。

立法府、司法府とも、内閣総理大臣と衆議院議長、参議院議長、最高裁長官との協議によって、協議が整えば移管を受けることができる。現状でも国立公文書館が移管を受けることができるということになっております。

これに基づいて、司法府、裁判所からは戦前の民事判決原本ですとか、そういったものの移管が進んできておりますが、立法府に関しては、移管された例が一切ない。戦前の貴族院の文書、衆議院の文書等々については、それぞれの参議院、衆議院の事務局が、今、保存をしているという状態になっております。

なかなかここは、今、事務的な協議の段階なのですが、事務方からの感触としては、やはり行政府に対して移管をするということに関しては、抵抗感があるという感じではございますが、ただ最終的には、そこは事務局の判断ではなくて、議院運営委員会のそれぞれ先生方の判断になってまいりますので、いずれかの段階で、正式に御相談をして、対処していく必要があるのかなと考えております。

○座長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員 これは公文書館、文書の性質上これはどんどんたまる一方で、増えていくわけですし、所管の範囲も立法府、司法府というのは入るものももちろんぐんと増えるわけですし、行政の中でもやはり我々研究者としては、何でも保存しておいてもらいたいという気もしますし、これは増える一方だと思ふのですが、人員あるいは予算の規模の面で、諸外国と比べて、この規模というのはどんなものなのですか。

○内閣府 そこもよく指摘を受けるのですが、実は、諸外国、お隣の韓国などと比べまし

ても、200～300人韓国はいます。それからアメリカなどと比べますと、アメリカは2,000～3,000人の職員がいるということになっております。

我が国の場合、先ほど申し上げましたように、公文書管理法が施行されたのが一昨年の4月で、そこで初めて各省からの移管義務というものが生じました。それから、公文書館がそれ以前、総理府の附属機関としてできたのが、昭和46年ということで、諸外国と比べますと、非常に公文書館の歴史が浅いということが言えると思います。

それまでは明治以来、各省庁が各省庁の判断で文書を保存していくという体制であった。そこを、今、公文書管理法ができて、今後、まさに集めていかなければいけないという状態で、そこを、今、まさに努力を始めたところということでございます。

今後とも、そういう意味においては、国の記録をきちんと作成頂いて残していくということに取り組んでいきたいと考えております。

○座長 この様式の資料のことなのですけれども、今、委員からもお話があったことに関連いたしますけれども、結局、専門的な職員も、諸外国に比べれば不足しているというのは、国の規模から言えばそうかもしれません、一方で、現状においては、かなり非常勤に依存されている、あるいはもう少しこれは質問なのですが、やや不可解な点は、専門的な職員が必要だということなのですけれども、わからないのは、平成22年には一応形式的な区分はどうかわかりませんが、研究職員がおられたような格好になっているのですが、23年度以降は、これは様式1が正しいとすると、バーになっているから、研究の専任的な職員がいなくなっているということに形式的にはなりますね。技術職員に読みかえられたかもわかりませんが、そうすると、先ほど来議論がありますような専門的技術的助言等を行う場合においては、当然、技術的な観点あるいは研究的な観点からの全体としての人事管理というものも必要だろうと思うのですが、それについてわかれば教えて頂きたいと思っております。

○国立公文書館 研究職員が平成23年度以降バーになりましたのは、平成23年度に常勤職員の定員の8名の増員を頂きまして、その際に、研究職の職員に非常勤から常勤のほうに移って頂いたということで、ここにあらわれるのは形式的にバーになっていると理解しております。

○座長 いやこの給与の欄は、非常勤を書く欄ではないと思えますよ、私の知識で得た経験で言えば。

それは確認して頂いてもいいかと思いますが、間違いはない。

○内閣府 後ほど確認をさせていただきます。

常勤なのか、非常勤なのか、先生の御指摘、今、ちょっと宿題として。

○座長 それはまた後で、また御報告頂きたいと思うのですが、結果的に、独法なものですから、人件費の圧縮が来ているというのはわかるのですが、非常勤の職員の方と、常勤の職員の方との業務内容ですね。非常に常勤の職員の方が少ないわけですから、結果的にかなり非常勤の職員の方が頑張っておられるとは思いますが、実際の作業内容といいま

しょうか。そこら辺はどういう格好になっておるのでございましょうか。

○国立公文書館 ここでご覧頂けばわかりますように、常勤職員は非常に限られておりますので、常勤の仕事をサポートする意味で、非常勤の職員の位置づけは非常に重要でございます。

勤務形態、いろいろございますが、確かに週2日とか3日の御勤務の方もおられますけれども、基本的に常勤と同程度の勤務時間で御活躍頂いている方も多し。実質的に常勤、非常勤を分けるところはない体制だと認識しておるところでございます。

そういう形態がよいかどうかというのは、それぞれ判断があろうかと思いますが、私も常勤職員の定員というのが非常に厳しくされている中で、やむを得ない中で、実質的なマンパワーを確保していくという考え方でやっているとお理解頂ければと思います。

○座長 では、そうしますと、様式3というのは、まさしく非常勤の職員の中でも含めた人数をお書き頂いているわけで、これは実際のマンパワーの分布だと思うのですが、いろいろ逆にそういう問題を問題視する方の御意見を踏まえれば、私は全くその立場にいるというわけではないのですが、結果的にその技能の蓄積であるとか、専門性というのが非常勤職員の方だから、雇用の継続性の問題とか、いろいろややこしい問題もあるので、そうすると、本来の業務の専門的な助言であるとか、あるいはいろいろ国会あるいは司法当局との交渉等において、やはり若干人手が足りなくなることによって、ひいては本来の公文書管理が行えなくなる。そうすると、何のために存在しているのかという大きな逆の問題が出てまいります。そこら辺はある意味で非常に人件費の問題、あるいは独法制度の中の問題で、非常に難しいとは思いますが、そこら辺はどういう御苦労なり、どういう問題があると思われているのか、わかる範囲で教えて頂ければありがたいと思います。

○国立公文書館 常勤・非常勤の問題につきましては、当館の採用については、まずは非常勤で採用する方は、専門員という形で採用いたします。それで、職員の定員に余剰が生じた場合、今後、増やして頂きたいと思っておりますけれども、専門員の中で、かなり力のある方を専門官ということで職員に登用する道を開いております、この専門員の方たちは、かなり高度な専門知識を持った方で、現実に勤務もかなり長くなっている。それで非常に業務の向上意欲も旺盛な人たちですので、この人たちをどう長期間働いて頂けるかというのは、これは管理の問題で、それから将来的には職員を増やして、専門官としての登用の道を開いて頂く。この2つでやっていきたいと思っております。ただ、専門員の方たちの専門知識、能力は非常に高いと認識しております。

○座長 そうですか。理解はしますけれども、ほかの委員の方。

○委員 これは仕事が増える一方ということだと思いますし、仮に司法部、立法府からの文書も保管するということになりますと、これはスペースも要るでしょうし、当然、職員も増やさなければなりませんし、予算も要るわけですが、そのあたりは所管省としてどう努力をしていかれる御予定なのですか。

○内閣府 例えば、物理的なスペースの問題、これは実は数年後には、今の北の丸、つく

ばがいっぱいになるという見込みがございます。その後、こういう財政状況でございますので、例えば、それこそ民間の書庫を借りるとか、いろいろなことを考えていかなければいけないのかなと考えております。

所管省としては、とにかく努力をしていくしかないというお答えで恐縮でございますけれども、そういったことだと考えております。

○座長 どうぞ。

○委員 様式1の一番頭のところに書いていらっしゃる中で、その概要のところではいろいろな業務を書いていらっしゃるのですが、先ほども一番の根幹になるところに関しては御説明をくださったところがあって、公文書管理法ができて、各府省がそれぞれ別々に保管していたものは、今、集めていらっしゃるのと伺いました。もちろんそこを、今、やっていらっしゃるのだと思うのですが、それ以外といいますか、概要のところでは下のほうに、例えば「アジア歴史資料データベースの構築云々」であるとか、あと地方公共団体に対しては、指導、助言ということなのでしょう。こういったあたりの業務というのは、どのぐらいやっていらっしゃいますかといいますか、要するに力点の置きどころというか、今はやはり本業という言い方がいいかどうかわかりませんが、各府省の公文書を集めるところで、もう相当いっぱいいっぱいいらっしゃるような状況なのか、こういった周辺業務という言い方がいいかどうかちょっとわからないのですが、どんな感じでやっていらっしゃるか、お教え頂ければと思います。

○内閣府 アジア歴史資料センターでございますけれども、これは必ずしも国立公文書館だけが持っている公文書だけではなくて、防衛研究所が持っている戦前の陸軍、海軍の文書、あるいは外交史料館が持っている文書とか、そういったものをデジタル化して、終戦に至るまでのアジア歴史に関する文書をデジタル化して、それを提供していこうという、これは実は戦後50年、村山談話に基づいてつけ加わった業務でございます、一種公文書館の本来業務ではございませんが、かなりやはり世界最大級のデジタルアーカイブとしての一つのモデルになると思います。

公文書館が持っているさまざまな公文書についても、デジタルの提供というものをやっていかなければいけないのだらうと考えております。

それと、地方との関係でございますけれども、現在、行っているのは、あくまで技術的な助言・指導だけでございまして、一切補助とかそういったものはないわけなのでございますけれども、そこは、今後、地方との関係、公文書館を地方にもつくって頂くとか、そういったことについても、検討課題なのだらうと考えております。

○委員 ありがとうございます。

そうすると、地方公共団体の場合というのは、今、完全にどの程度、そこにはそこでまた公文書があると思うのですが、保存しているかどうかというのは、完全にそれぞれに任されてしまっているという状態という感じでしょうか。

○内閣府 条例で実は公文書館がそれぞれ自治事務として自分のところの文書を条例でつ

くられるのですけれども、都道府県レベルで言いますと、47都道府県のうち34の都道府県が公文書館を設置している。ただ、2,000近くある自治体全部の中では、まだ65ぐらいにとどまっております。

今後、いろいろ御相談をしながら、公文書の保存というものに取り組んでいって頂きたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

今、御説明くださったようなあたりのお仕事というのは、なかなかウェートをどこから見るかというところがちょっと難しいかなという気はするのですが、例えば組織的にご覧になったときとか、先ほどの職員の方で大体どのぐらいの割合でこういう業務に充てられているかというような感じで把握すると、大体どのぐらいでしょうか。ざっくりでいいのですけれども、マンパワーを割いていらっしゃるというか、お仕事の配分をされている感じでしょうか。

○国立公文書館 地方との連絡というのは、例えば全国の公文書館会議のようなものを年1回やるとか、そういう形で緊密な連絡のもとに情報交換、それから我々で必要な技術的な助言などを行っているところです。

○委員 職員がいらっしゃるような感じでは別れない。

○国立公文書館 専担のラインを形成するまでには行っていないということでございます。

○委員 はいわかりました。アジア歴史資料センターはいかがですか。

○国立公文書館 アジア歴史資料センターは、その組織事務にもつきましたように、特別のスタッフをそろえてやっているところでございます。

これは、デジタル化したデータをアジアも含めた利用に供するということで、非常に公文書館の業務そのものと言ってもいいものだと理解しておるところでございます。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○座長 それでは、ちょっと若干時間も超過しましたので、あといろいろお聞きしたい点もありますので、それはまた後ほど事務局を通じて確認して頂くということで、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

本日は、内閣府及び国立公文書館の皆様におかれましては、御対応頂きまして、ありがとうございました。

○内閣府 どうもありがとうございました。

(内閣府、国立公文書館退出)

(消費者庁、国民生活センター入室)

○座長 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから、国民生活センターのヒアリングを行いたいと思います。

本日は、御多忙中のところを、消費者庁、国民生活センターの皆様においで頂きまして、誠にありがとうございます。

ヒアリングの進め方でございますが、最初に、本件の場合ですと、消費者庁の方から5

分程度を目安にポイントを御説明頂きまして、その後、20分程度を目安に質疑応答をさせて頂きたいと思っております。なるべく簡潔によりしくお願いしたいと思います。

それでは、消費者庁から御説明をお願いしたいと思います。

○消費者庁 消費者庁でございます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

消費者庁と書いてある横長の説明資料がございます。消費者庁は独法が一つしかございませんので、国民生活センターに関する資料でございます。

1 ページおめくり頂きますと「消費者行政の基本的な枠組み」が書いています。

私からは、国民生活センターが政策体系の中でどのように位置づけられているか、それから組織見直しのための現状、考え方について、御説明させていただきます。

2 ページでございますが、この「消費者行政の基本的な枠組み」は、平成21年9月以降のものでございまして、まだこの体系になりましてようやく5年目に入ったところでございます。

消費者庁が消費者行政の司令塔ということで、消費者問題というのは消費者対事業者の問題、大変幅広いわけですが、消費者庁自らが行っている問題だけではなくて、各省庁の権限がございますので、それについて措置要求・勧告等をしていくということになっております。

それから、左側をご覧頂きますと、消費者、最終的に消費者に消費者行政を実感してもらうということですが、これは地方を通じて、地方の消費生活センターを通じてということになります。

消費者庁は、消費生活センターに対する支援を行っていく。それから消費者庁は、消費者に対して注意喚起をしていくということで、被害の防止、救済を図っていくということですが、このいずれにおきましても、この「地方支援」「注意喚起」におきまして、独立行政法人は非常に重要な役割を果たしております。

それから、消費者庁の「消費者行政の司令塔」という役割、これは情報を集約、分析し、各省庁に措置要求をし、また自ら法律を執行していくという際に、その源は国民生活センターが集めた情報であるという構造になっております。

この下の方でございますが「国民生活センターの概要」でございますが、平成15年独法化でございます。予算は28億円、職員数は118名でございます。

右下でございますが、野村総研が75独法の調査をいたしまして、そのうち国民生活センターは認知度3位、好感・信頼感3位、役立ち感2位ということで、国民に対しても、最終的なアウトカムである役立ち感は2位ということで、評価を頂いているところでございます。

3 ページでございます。

独立行政法人国民生活センターの「事業概要」でございます。

大きく6分野でございますが、各業務は相互補完性、一体性を持って機能しているという

こととございます。

中心にあります「相談」でございます。

これは全国721カ所にあります消費生活センターに対する「経由相談」。これは各センターで自ら消費者に相談をしているわけですが、そこからさらに相談を受けるということで経由相談。そこにアドバイスを、一緒に相談を進めていくということをしております。これが経由相談でございます。

そういう様々な、また直接に相談を受ける機会なども確保しながら、いろいろ情報が集まってまいりますので、これで「相談に基づく注意喚起」、これは国民に対するもの。それから消費者庁等に対する「改善要望」を出しております。

「商品テスト」というのは、もう少し生命身体危害系の機械器具、住居等に対する商品テストですが、全国の相談窓口での相談処理を支援するためのテストを行う。そういうテストを通じまして、国民に対する注意喚起、あるいは商品・規格基準の改善要望をしております。

それから、左ですが「情報・分析」。

いろいろな全国の消費生活センターから寄せられた相談情報をPIO-NETということで、オンラインのデータベースに集約しております。毎年90万件程度集約しております。現時点で累積で1,700万件程度の情報を管理し、消費生活センター等に提供しているということとございます。

それから、左下ですが「研修」ということとございます。

全国にいる相談員、3,000人ぐらいおりますが、人も変わっていきますので、これに対する研修、それから消費者行政の行政職員、これは毎年変わっていきますので、能力向上のための教育、研究をしております。

右下ですが「ADR」。

これは全国の相談窓口では処理や解決できなかったものについて、より正式の手続で「裁判外紛争解決手続」、ADRにより最終的には仲裁の権限も与えられております。

以上の整理をいたしまして、より一層国民にわかりやすい広報・普及ということで、「見守り新鮮情報」ですとか、国民生活など、そういう情報を出版、データを提供していく。それから出前講座をしております。全国昨年実績ベースで4万5,000人の方々に出前講座をしたということとございます。

4ページでございますが「位置づけ」でございます。

消費者行政、消費者庁が消費者行政を推進していく際に必要不可欠な存在になっております。

消費者行政における中核的な実施機関ということになっておりまして、これは消費者問題は複雑化・高度化し絶えず変化をしている。それから広域的に発生するということになっております。

迅速・適切な対応には、高度の知見・ノウハウが必要でございます。このノウハウを

個々の団体が備えることは困難ということでございます。

「①司令塔機能の発揮に必要不可欠な存在」ということ。

「②地方消費者行政の推進に必要不可欠な存在」。

「③消費者への注意喚起に必要不可欠な存在」ということになっております。

5 ページ、6 ページは、その実績等を書いておりますが、6 ページの一番下でございますが「消費者被害の防止・救済」ということで、こういう3つの機能を果たしていくことで、国民の消費生活における安全・安心を確保するということが実現されますので、これによって個人消費の拡大、経済の成長に役立っていると自負しているところでございます。

7 ページでございますが「組織見直しの考え方」でございます。

これは大臣のもとで有識者の意見を聞く会を開催しております。現時点では、基本認識は、消費者行政における司令塔機能を十分に発揮していくためには、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、三者の緊密な連携が必要である。

それから、消費者行政の充実・強化のためには、各機能の充実・強化が必要である。

3 番目でございますが、各機能の一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実すべく、消費者行政推進の視点に立った検討が必要であるという考え方でございます。

今後は、組織形態について、消費者庁では3年間にわたり検討をしていますが、あらゆる選択肢を排除せず検討するということですが、三者の連携、これについてさらに努力をいたしまして、その検証結果を踏まえて、また独立行政法人制度改革の動向を踏まえて検討し、結論を出したい。これが大臣の意向でございますので、事務局として支えながら検討を進めていきたいということでございます。

ちょっと長くなりましたが、御質問に応じて補足させて頂きたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

御説明のとおり、国民生活センターというのは、非常に国民にとって重要な仕事をされている実施機関だと思いますが、政府の方でも見直しをされておられますとおり、いろいろな関連機関との連携をどうするのかというのが、非常に難しい課題を抱えていると思うのですが、御質問したい点は、第1にいろいろマスコミ報道等でもあるのですが、消費者安全調査委員会自身が本来の機能を発揮しているかどうかということも、いろいろ議論されているわけでありまして、消費者庁とこの委員会と国民生活センターとの関係もさることながら、他の政府内あるいは独法も含めた関係機関との調整、そこが警察庁等も含めて、そこら辺の問題をどうお考えになるかということと、第2にいわゆる自治体の消費生活センターとのこれは地方支援ということになっておりまして、情報を収集して全体的に、全国的に集めるということはわかるのですが、どういった業務分担を消費者庁も含めた国と地方自治体で分担しておやりになるのかということと、第3に国民生活センターでいろいろ商品テスト等をされていることは、非常に結構なことだと思うのですが、それなりに人員とか設備等が必要になってまいりますものですから、現在の人員とか、施設でどの程度まで商品テスト等の対応ができるかというのは、どんどんいろいろ変わったものも出てま

いますと、技術革新等にどこまで独法なりあるいは特別の法人あるいは国の機関に戻しても、どこまで自らやっていくのかという課題は予算の範囲、人員の範囲内であるかと思うのですが、そこら辺の特に消費者庁内部の話ではなくて、関係機関、あるいは自治体等との関係をどうやって連携して、本来的な国民に役立つような消費者行政の国民生活センターとしての実施機能を果たしていくのかということについて、簡単にお話頂きたいと思います。

○消費者庁 3点、順次説明させていただきます。

1点目ですが、関係機関との連携で、1つは御指摘頂きまして、ちょうど1年経ちました、消費者安全調査委員会でございます。これは消費者庁に置かれた8条機関ということでございますが、事故原因の調査について、大変幅広い対象のものについて調査をしていくということでございます。

これについて、実際、事故原因を調査しますと、原因究明のテストをするという必要がありますが、やはり幅広いものを対応できるという意味で、国民生活センターにもっと活躍してもらいたいと我々は思っております。

ただ、ここは従来に比べて消費者庁としても機能が追加されたところでございますので、国民生活センターの各機能を維持・充実したいところでございます。

国民生活センターは消費生活センターの商品テストを引き受けて、それを個々に返していく。それで相談を地方で相談処理に役立てるということをやっておりますが、この原因究明機関としての専用ラボとかというような言い方も期待を込めて言っておりますが、そういうことをもっとできるようにしてもらいたい、そういう願いを持っております。

それから、各省、警察庁も含め、消費者問題は大変熱心に取り組んで頂いておりますので、各省庁との連携につきましては、一義的には消費者庁が行っていく。消費者庁は各省から情報をもらい、各省に働きかけを行うという責任、権限を持っておりますが、国民生活センターは消費者の生の声を消費生活センターに伝えますので、それを集約して、それをもとに要望していく。これはそのまま要望してもらおうということをやっております。

消費者庁はそれを見ながら、さらに消費者庁としてプッシュすべきものについて、各省と連携をするということをしております。

自治体との連携でございますが、やはり各地、消費者それぞれの国民の身近なところに相談窓口をつくってもらおう。だからそれは最前線でございますので、その最前線なので、どんな小さなところでも、大変複雑かつ国際的な紛争、例えばお金をクレジットカードで払っても、決済代行はいつのまにか海外の聞いたこともないところに入っていたりします。

消費者のわからないところでいろいろ国際的にもつながって複雑になっていますので、個々のセンターの相談員は1人でやっているということもよくあることであります。

それを、個々の県、市町村ごとに情報あるいはノウハウを蓄積しなさいというのは、やろうと思えばできるのかもしれませんが、膨大なコストがかかります。そこを国民生活セ

ンターがバックで支えて、それを伝えていくというのを基本に考えております。

ただ、国民生活センターは、聞かれたときに直ちに答えられる練度というものが必要でありますし、それから頭の観念分ではなくて、本当に役立つアドバイスをするためにも、自ら一定の直接の相談を受ける機会も確保しておく。これは適当なバランスが必要だと思っておりますが、基本は都道府県、市町村が自ら住民に対する相談をするという分担でございます。

商品テストは技術革新の問題が当然ございますので、国民生活センターの設備だけでできるものは、できるだけ広くとは思っておりますし、職員の練度も高めておりますが、限界がございます。これは当然でございますが、消費生活センターでどういうテストが必要かということについては、国民生活センターはよく把握をして、アドバイスをして、ワンストップサービスとして、国民生活センターは相談を受け、ただ国民生活センターからは自分が自らできないものは、いろいろ各機関と連携をしまして、しっかりお願いをする。

自ら全部やるのではなくて、お願いをしながら、消費生活センターのニーズに応じていくということもあわせて行っているところでございます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今の最後の点ですが、テストをするときに、設備その他限られているということなのですが、おっしゃったように他にも工業製品についても、農産物についても、他の府省が所管している組織があるわけですけれども、その連携を深めていくというのは具体的にどういうことをされているのかということをお伺いしたいのです。

○消費者庁 具体的なところ、国民生活センターと経済産業省の製品評価技術基盤機構（NITE）、農林水産省の農林水産消費安全技術センター等と協定を結びまして、事故の情報等をお互い持っている情報は必ずしも一緒ではありませんが、まずそれについて情報交換をするということを決めておりますし、具体的な商品テストの計画もあらかじめ決まっているものは交換していくということを基本的に毎年しております。

その他、先ほどのPIO-NET端末という消費生活センターのニーズに応えたそういう情報についても、各機関に設置をするということにしております。

そういう中で、具体的なものについて、ニーズが生じ、また先方に専門的知見があり、大体どういうことがお互いできるのかをお互いあらかじめよく知っておくということでございまして、例えば消費生活センターから国民生活センターが依頼を受けて、婦人用のブーツなどについて、専門知見がNITEの方に知見があるということであるとNITEにそれをお願いするということをしております。

大枠はこういうことでございます。

○委員 先ほど、事故情報があったときに、機動的に調査をしてテストもしたいというお話だったわけですけれども、消費者から例えばテレビから火が出たとか、農産物食べたらお腹が痛くなったとか、そういった情報が来たときに、まず国民生活センターに来て、それからそういったところにテストを委託するような流れになっているのですか。

○消費者庁 よく消費生活センターに入るようなものはできるだけ自ら対応できるようにということで、商品テスト施設は従来から持っているわけですが、その中で、自分ができないもの、あるいは技術革新が進んで、自分ができないものについては連携をしていくということになっております。

大きく言いますと、例えば、昔あった事例ですけれども、シュレッダーですね。個人用のシュレッダーが大変普及したときに、事故として子供が手を入れて指がなくなるという大変痛ましい事件が続いたような場合は、国民生活センターが自ら企画をして、商品テストをして、世の中に注意喚起をしていく。事業者にも周知していくことをしておりますが、その他個別に先ほどのブーツのような場合は、どうも事業者と決着がつかないので、国民生活センターでテストをしてくださいというのが来ます。

ただ、国民生活センターが自らできなくても、きっちりこれについてはどこが専門知見があるかということをあらかじめ把握をしておいてそこをお願いをするという両方をあわせ持っております。

全部は自分ではできませんが、一定のものは自分で商品テストをできるように普段から相手の得意分野を把握し、ネットワークを通じて連携をして、答えをもらって消費生活センターにわかりやすく伝えてあげるということをしております。

○委員 国民から見たときに、この消費者行政の質を上げて頂くというか、国民へのサービスのメリットを上げてもらう形にするには、多分2つあるのかなということがあって、国民がいろいろなことがあって、相談を持ち込みますよね。それは各地方の消費生活センターに行くことが多いと思うのですけれども、そこでまず割と比較的簡単などと言っていいのかわからないですけれども、割と答えがわかっているようなことは地方の窓口ですぐにわかって答えてもらえれば、それが一番メリットがある。

でもきっとそうではない問題がもちろんある程度入っているわけですよ。それは最終的に国の方に情報を伝えて、商品テストをしなければいけないとか、メーカーと協議をしなければいけないとか、そちらの方に吸い上げていかなければいけないということもあるでしょうから、簡単なものについては、できればその場ですぐにわかった方がいいし、そうでないものについては、やはり貴重な情報として国に上げてもらって、必要な対応を国としてできるだけ短い期間の中で講じて頂くというのが、国民の側からすればすごくメリットになると思うのですが、そのためのお仕事の流れというか、先ほど最前線は自治体でということをお説明くださって、そのとおりだろうと思うのですけれども、そのあたりの共同の体制がどうなのでしょう。前も私、別の会議の場で、こちらの国民生活センターの議論とかをしたこともありますが、例のPIO-NETですね。事務処理がどのぐらい円滑に行っているとか、そのデータを例えば国に届いてくるのに何日かかっているとか、その日数の議論をしたこともありますし、逆に最前線にいらっしゃる先ほどの話ですと、お一人で何でも相談を受けていらっしゃることが多いかもしれない相談員の方が、いろいろな相談が来たときに、自分の頭の中ですぐに答えられなくても、データベースを使

えるかどうか、そのあたりはどうでしょうか。

○消費者庁 まさにPIO-NETは両方の意味がございまして、実際に来た相談について整理をして入れる。入れると共有されますので、どういう処理ができたかということも実は入っております。

そういうものをほかのところでは、同じような被害があるのか、どういう解決をしているのか、相談員はそれを参考にしてアドバイスをしていくということができるようにしています。

ただ、それを越えて、あるいはそれを見てもよくわからないということがあるわけがございますし、最近、インターネット関連あるいは情報通信分野のサービス、光通信ですとか、Wi-Fiですとか、私にもよくわからないようないろいろなことが若い人たち、あるいは若くなくてもたくさん勧誘を受けています。そういう中でいろいろトラブルがありますので、そもそもどういう契約内容でサービス内容なのかよくわからない。相談員もわからないということがありますので、そういうものは国民生活センターに聞きながら解決をしていくということになります。

PIO-NETに入れるのに時間がかかるというのは、そのとおりにばらつきがあります。これは目標を立てまして、今、30日程度平均でかかっておるのですが、これは、今度、10日ということで目標を立てまして、またPIO-NETの仕組みも刷新をしまして、早い段階で入れてもらうようなことをお願いし、目標を立てて国民生活センターの中期目標の中で進めていくことにしています。

それで、その他、ここに入らなくても、国民生活センターが早く知るということ。これは直接に相談を受ける機会の中で、感度を養うのですが、PIO-NETにぱっと入ったときに、1件目に入ったときからその意味がよくわかる。そういうときには、普段からある程度直接にも聞いて、それから消費生活センターに問い合わせをして、状況を把握する。早く注意喚起をしないと、広がりますので、大体大規模被害というものは、ずっと被害が広がってからは大事件になって、警察との連携といっても大変ですが、早いうちに注意喚起をする、事業者をたたくということが必要ですので、ここは消費者庁と国民生活センターの連携が非常に重要です。

最近は一週間に一度、担当部と担当課同士で、上に上げる前に部と課同士で理事長や長官に上げる前に、部と課同士で情報共有の会議をしております、それについて必要な対応、見直しなどを情報公開しながらやっています。これは財産分与もそうですし、生命・身体分野もそうです。これは消費者庁と国民生活センターの連携です。消費者庁は各省との間でどういうことができるか考えながら、問題の広がりに対応して、必要な対応をとっていくことをしております。

国民生活センターで出てくる案件は、どの省庁の権限にも属さないものが多いので、隙間についても事業者に対してやめなさいと言える権限など、そういう議論の中で国会を通してつくりました。そういうことで決めて頂きたいと思います。

○座長 ありがとうございます。時間の関係上、ちょっと事務局で確認したいことがあるそうなのです。

○事務局 まず、国民生活センターについて、国に一元化するという案を含めていろいろ検討されていると思いますけれども、それについての現在のお考えをお聞かせ頂ければと思います。

○消費者庁 最後のページをもう一度お開き頂ければと思います。

私ども、国への組織形態として、国への移行ということも1年ぐらい前に概算要求に盛り込んだところでございますが、これも要するに国民生活センターが果たしている機能は、消費者行政上、必要不可欠のものなので、これをしっかり維持・充実していくためにはどうしたらいいかということを考え抜いた結果、そういうこともその時点でたどり着いたということでございます。

そのことについては、現森大臣のもとになってからも全く変わっておりませんで、機能の維持・充実、各機能の一体性を確保し、機能を維持・充実するということの必要性は一層強く考えているところでございますが、国への移行、特別の機関として消費者庁に置くというのは、質のための手段でございますので、そういう案を出して以降、法人格がやはり独立しているということ自体が国民生活センターの行政サービスの質に大きく影響しているという意見も非常にいろいろな方面から強く寄せられているところでございまして、その独立性を消費者庁において独立性を本当に担保できるのか、独立行政法人としての予算を失った場合に、国民生活センターが果たしている機能がどうなのかということについては見極め、これはどうなのかということについては、現在、政府全体で行っている独法改革がどういうものになるのかということによっても、そこも判断、結果が違ってくると思っております。そのところの見極めをしっかりとというところが独立行政法人制度改革の動向、ここのどういう選択肢が国民生活センターにあるのかということと比較考量の中で最終的に、今、果たしている機能の一体性確保、維持・充実がよりどちらが効率的かつ高い質・サービスを国民に提供していけるか。その見極めはまだできていないところでございます。

○座長 どうぞ。

○事務局 今の点について、一つコメントを申し上げますと、独法制度改革はどういうものになるかについては、既に横串の制度論としては、中間整理というものを既に6月に行政改革推進会議として出しております。それを踏まえてお考え頂きたいのです。

我々、先生方をお願いして、今、組織見直しを100法人について行っておりますが、その検討が出てから、またそれを上書きするようにして、消費者庁だけこの国センの位置づけをこちらにします、あちらにしますというのでは困ります。今回は、この100法人の見直しは、独法改革の集大成として行うというのが政権の方針でございますので、そこに間に合うようにして頂きたいのです。

こちらの検討が全部終わって、結論が出てから自分たち考えますというのでは、それだ

とまた上書きされてしまうので、それはちょっと順番として違うのではないのかなというのが1点でございます。

ですので、本件はお持ち帰り頂いて、御検討頂きたいということです。

それから、ついでにもう一点よろしいですか。

国と地方のお話が出てまいりました。夏にお昼休み相談というものを復活されたときに、今度、お話を聞いてみる必要があるかなと思ったのですが。

相談というのは地方の事務でございます。地方が弱いから国が全部引き受けますという考え方だと、それは間違いであって、国が行うことがむしろ地方の体制の強化することにつながっていかねばいけないのだと思います。

そういう意味で、例えば先ほど市町村では1人で相談を担当していると言っていましたけれども、年々地方の体制が強くなっているかどうかというのは、フォローされていて、また地方の体制を強くするよう促すような施策は消費者庁として捉えておられるのかということ。あるいは市町村が弱いのであれば、それを直ちにバックアップするのは県であって、市町村が弱いからすぐ国ということではないのではないかと思うのですが、そこら辺のところはお考えはどうなのでしょう。

○消費者庁 2点、御質問頂きました。

1点目は、決して独法改革の全体の議論が終わって、それから考え始めるということではありませんが、私どもずっと頭の体操は3年間やっておりますので、日々検討の状況をよくお聞きしながら、同時決着あるいは若干前に結論を出せるように検討を進めていくということでございます。

ただ、現時点では結論は出ておりませんということです。

それから、2点目ですが、やはり地方の体制を強化する、このためには消費者庁発足以来、ずっと努力をしております、窓口をできるだけどこに住んでいても消費生活相談窓口が身近にあるという体制づくりをずっと努力をしています。このための活性化基金というものを出しながら、地方、県、それから市町村を支援する。県を支援することで、県が地域のニーズに応じて支援をしているわけです。

そういうことで、窓口、センターの数は現時点で増えてきております。ほとんどのところは一応形式的にカバーされているというところまで来ているのですが、質の問題で、月に一度しか相談員が来ないとか、一週間に一度しか来ない。あるいは相談員の質が低いとか、なったばかりだという人がいろいろなところにまだまだそういうところが多いということございまして、地方の体制強化を促すような政策は、別途、大変力を入れてやっているとございます。

ただ、最終的な姿として、各都道府県が他の都道府県あるいは国と連携せずに自前で自己完結的に消費者政策を行うというようなことには最終形としても考えていないということございまして、それはやはり消費者事故、被害というのは非常に広域性がありまして、県ごとに別々に起きるわけではないので、各県ごとに国民生活センターを各県に置いたよ

うな体制を各県ばらばらにとるということは、国民経済的に非効率であると考えておりますので、地方の体制強化は促しておりますが、国民生活センターは、都道府県、市町村から聞かれたときに、即座に適切な実践的なアドバイスができるような連動は必要だろうということです。

そのために、消費者庁ではそういう連動はございませんが、日々何が起きているかというのは、日々電話がかかってきてわかる。最初にわかるというところがありますから、一定程度直接に相談を受ける機会を確保する。

それは決して地方の代替をするということではありません。

ですので、時間を限定して、大学病院も自ら手術をしますという程度のことであって、家庭医を代替するようなことは決してしませんということは、地方には口を酸っぱくして言うておりますので、地方はしっかり強化をして頂くということでもあります。

お昼の相談は、試験的なもので、こういう趣旨で始めた試験的なものでございますが、私どもの経由相談の質を高めるという意味で、今のところ好評でございます。

まだ1、2カ月やって直ちに高まるというものではありませんので、引き続き努力をしていきたいと思っております。

○座長 わかりました。先に見直しにつきましては、早目に結論を頂くようお願いしたいと思えます。

時間が超過いたしました。それでは、これで国民生活センターのヒアリングは終わりたいと思えます。

どうも長時間ありがとうございました。

(消費者庁、国民生活センター退室)

(財務省、国立印刷局入室)

○座長 お待たせ致しました。

それでは、ただいまから国立印刷局のヒアリングを始めたいと思えます。

本日は、御多忙中のところ、財務省、国立印刷局の皆様方においで頂きまして、誠にありがとうございます。

最初に、簡潔に重点事項につきまして、資料に基づきまして、5分程度を目安に御説明頂きたいと思えますので、財務省から御説明をお願いしたいと思えます。

○財務省 それでは、御説明をしたいと思います。

お手元の資料「独立行政法人の概要」ということで、様式を定められたものと、参考資料を配ってございますので、適宜参照しながら御説明したいと思います。

まず、様式1です。資料の1枚目でございます。

国立印刷局の概要、沿革です。

法人の概要はそこに書いてございますとおり、銀行券の製造、あと官報、パスポート、国債証券、印紙といったことを業務としてやってございます。

次に「沿革」でございます。

明治4年に、印刷局が大蔵省の紙幣司というところに創設されてございます。

それ以後本省あるいは特別会計という形でやってまいりましたが、平成15年4月に独法に移行して、現在に至っておるということでございます。

中ほどに参りますけれども、常勤職員の欄です。役員、常勤職員と並んでございますが、平成22年度4,600名、平成25年度で4,300名ということで、300人の削減ということですが、参考資料をまた適宜見て頂ければと思いますけれども、この参考資料の2ページ目、グラフをつけておりますが、独法設立時は5,568名ということでございますので、そこから見ますと1,268名の削減ということで、着実に人員の削減に努めてきております。

これは単に削減しているのではなくて、機械を更新したりするときに、それに合わせて合理化を図る、あるいは累次のいろいろな行革の措置がございまして。そういった業務の見直しに合わせて、人件費を削減してきているというものでございます。

次に参りたいと思いますが、直接ここには出てきておりませんので、参考資料の3ページをちょっとお開き頂ければと思います。

印刷局はもともと先ほど申し上げましたように、沿革として、国の組織で出発したものであり、製造業ですのである程度土地といった固定資産を持っておりました。

累次の行革の指摘に基づきまして、国庫納付の実績を参考資料に掲げさせて頂いておりますけれども、これまで合計約1,700億ということで、財政にも貢献させて頂いております。

また、後ほども出てくるかもしれませんが、平成19年の閣議決定で、独法の整理合理化計画がございまして、虎の門工場というのがすぐこの近くにあるのですけれども、やはり都心部の土地をなるべく有効活用を図るということで、これは都市の再開発とともに北区の滝野川工場へ移転すべく、現在、工事を行っております。

したがって、そういうものが達成できたときには、また国庫納付になるものと考えてございます。

あとつけ加えますと、王子というところに印刷局の工場があるのですけれども、ここは、日本の紙の発祥の地でありまして、造幣の桜の通り抜けと同じなのですけれども、地元で小学校の方々の見学者を受け入れている博物館、もともと市ヶ谷のところであって、実は前の政権のときの仕分けで、北区に移したのです。当時の状況からすると、駅から近くなったということもあって、6,000名ぐらい増えて2万3,000名ぐらい、結構地元の子供たちにも人気になっているような博物館もございまして。

本題のほうに参りますけれども、様式4というところでございます。

そこに今回の独法改革に関連する質問が投げかけられております。

まず、国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人が位置づけられているのかという点でございます。

そちらの紙に書かせて頂きましたけれども、通貨というものが、国民の経済活動の基盤をなす国家の基礎的なインフラであるということでございます。財務省設置法第3条にも

「通貨に対する信頼の維持」というものが掲げられてございます。この任務を達成するために、財務省においては通貨の安定的かつ確実な供給及び偽造・変造の防止と通貨制度の適切な運用を行う必要があるということでございます。

もちろん通貨という意味では、通貨の価値、為替、こういったものもソフトの面で非常に大事であります。ハードの面でも実際その通貨が信頼して流通できるかどうかというのは、やはり過去の歴史を見ましても、その国に対する信認という意味において非常に重要なものだと考えております。

従いまして、そこに書いてございますように、偽造・変造の防止等の適切な運用を行うということございまして、独立行政法人ではあるのですけれども、国立印刷局は造幣局も同じなのですけれども、財務大臣が定めた銀行券の製造計画、こういったものに基づきまして、確実に銀行券を製造するということが、コストが安いからたくさん作っておこうとかということではなくて、きっちりと財務大臣の指示で決められた枠ががっちりまわっているということでありまして、なかなか独法の中でも他の割と自由にいろいろなことをやってみようかなというところとは趣を異にしているというのが特色でございます。

そういう意味で、ここにございますように、高度な偽造防止技術を開発するとかというようなことで、あるいは偽造等の緊急対応の際には、財務大臣からの要請への応諾が法律上義務づけられているという法体系になってございます。

次の丸に参りますけれども、そういうことで先ほど申し上げましたような形で、財務大臣が定める銀行券の製造計画というものがこの法律の12条に定められており、銀行券を日銀に納入しております。それとともに、国民経済の基盤である通貨に対する信頼を維持するため、高度な通貨偽造防止技術の開発あるいは国家公務員法に基づく守秘義務を課しておりまして、偽造防止技術等の秘密情報の漏えい防止の徹底を行っております。これが1つの点でございます。

それと、次に参りますけれども、メリット・デメリットでございますが、これはこれまでも政独委等々でも御説明させて頂いておりますけれども、やはり特別会計でやっていたときに比べると、少し柔軟性が出てきて、それは非常に良かったということと、やはり第三者の評価の仕組み、これが独法の制度で、横串が入れられたということで、独善的に陥るのではなくて、客観的に見つめながら、やはりコストに対する意識も高まって業務の効率化、質の向上を図られているということでございます。

ただ一方で、先ほど申し上げましたような財務大臣の指示に基づいた製造計画に基づいて業務を行っていくということが仕組みとしては非常に重要になってくるかと思えます。

様式5のほうに参ります。

時間が経過しているようでありまして、手短かにさせていただきます。

まず、これまでの措置には整理合理化計画の措置内容と、これに対する現時点の考え方ということでございます。

着実にというか、言われたこと以上にきちんと全ての課題をこなしてきておるとい

が印刷局の現状でございます。それが（１）の②に書いてある内容でございます。

「（２）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について」に参ります。平成24年1月20日の閣議決定の基本方針に対する考え方でございますが、これに対しましては、そのときも議論させて頂きましたけれども、国との密接な連携を図りつつ、确实、正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人としていくということでございます。

また、その際、病院事業について指摘を受けました。これは平成25年に東京病院を民間に譲渡するというところでございますが、現時点において、民間に譲渡し終わっているということで御報告させていただきます。

次のページ、様式6でございます。

まず、組織見直しの考え方についてであります。通貨というものが国家の基礎的なインフラということと、国の政策の表裏一体として日銀券、旅券、官報、予算書といったものをつくっております。

そういうことから考えますと、引き続き、そういう形で①のところではありますが「国の政策と一体となった業務運営」を行っていく必要があると思います。一つ参考に資料につけましたけれども、大震災の際に、やはり官報の緊急印刷等の業務が総理大臣から要請がございました。実際、地震が起きてからも、数時間以内で実際にワークしていかなければいけないということで、参考資料の6ページ「緊急時対応」ということで、実例を書いておりますけれども、そういったことがやはり災害の多い国でありますし、必要になってくるようなことを考えますと、やはり官報というものが、いろいろな法律の出発点になっておると。それが法律の体系でございます。

そういったものを担う業務も印刷局は重要な業務として果たしております。

それが①でございます。

②でございますが、やはり引き続き通貨の信頼の維持が確保できるような業務運営をする必要があると思っております。

そういう意味では、現在の特定独法ということで、公務員身分を付与してサービスの規律を課し、万全を期するという事になっております。

我々、そういう意味では、守秘義務とか、兼職の禁止、民間企業との接触制限あるいは争議行為の禁止、いざというときに緊急改刷をするというようなときに、やはりそんな賃金ではできないということでは、国は成り立たないと思っておりますので、やはり国家公務員の身分を付与して厳しい服務規律を課すということが一番重要ではないかと考えておるところでございます。

これまでのところ、そういうことで諸外国に比べても、偽造の紙幣が少なくなっているところでございます。

最後になりますが、様式7でございます。

独法見直しについてということで、中間とりまとめに対するコメントでございます。こ

れにつきましては、先ほど申し上げたように、我々国との密接な連携を図りつつ、确实・正確な業務執行に重点を置くということでございます。

引き続き、役職員に公務員身分を付与して、単年度管理を行う法人に分類するというような中間的な取りまとめの報告も頂きましたけれども、我々は報告の2分類で言えば、こういった法人に分類して頂くことが適当ではないかと考えておるところでございます。

以上でございますが、もし補足がございましたら。

○国立印刷局 国立印刷局でございます。

独法移行により機動的・自立性の高い運営ができるようになった。まさにそのとおりであります。一方で、我々独占企業という面もございまして、市場のチェックが働きづらいというところがあります。

その代替ということであろうかと思うのですが、中期計画の中で固定的経費の削減とか、人員の削減等の業務合理化、効率化の目標設定をして、評価委員会等にチェックして頂いている。合理化、効率化の実効は上がったし、職員のコスト意識、顧客志向の感覚も向上したと思っております。

他方で、印刷局の最大の使命というのは、製造計画に従い、銀行券等を確実に生産することであると思いますが、これはちょっと当たり前過ぎて、また単年度計画があるがゆえに、中期計画に落としづらいという面がございまして。

その結果、中期計画はおのずとその合理化、効率化に係るものに重点が置かれているように見えてしまう。

それから、評価もどうしても減点主義的に見えてしまうということがございます。

職員の士気、モラルの観点からは、この点、どうにかならないのかなという、経営者としてはそういう感覚を持っているところがございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。今、独法制度の新しい見直しの方向性は出ているのですけれども、それについての制度設計についての御意見も頂戴したわけなのですが、先ほど来、議論になった今日は時間がないのであまり言えないのですけれども、効率化に努められているというのは、そのとおりだと思うのですが、別の委員会等でいろいろ議論になりましたように、紙幣とかコスト情報について、若干まだ効率性が上がっているかどうかについてはなかなか検証が難しいのではないかと御意見も一部にはあったやに聞いておりますので、そこら辺の非常に国家的な機密等の問題のバランスで難しいと思うのですが、透明性を内部統制等を含めて、どう構築されていくのかということについては、今日は御回答の時間がないからいいと思うのですけれども、また御検討を頂きたいと思っております。

ほかの委員の方々、何か。

○委員 この法人については、組織の在り方をどうするかというのが一番大きな課題だと思うのですが、お話を伺っていると、独立行政法人いろいろある中で、最もお国に近いとか、国の延長された手足であるという位置づけなのだと思いますが、これはそもそ

も独立行政法人にしたのが10年ぐらい前ということで、独法の形態をとっていることによるメリットというのはやはりあるのですか。そのところはどうか。

○財務省 先ほどちょっと時間がなくて説明をはしよった部分ですが、国時代は特別会計でやっておりました。

特別会計だと、少しやはり縛りがきつい部分があって、印刷という製造業でありますので、やはり中期的な設備投資の計画だとか、機械を最新のなところでここで更新するから、人員を削減していこう、そういうことがある程度成功していることから、こういうグラフが書けるのですけれども、そういう意味では、やはりちょっと中期的なスパンの物事を先ほど言いました財務大臣が単年度で幾ら作れという計画を作るのと併せて、ちょっと複眼的思考で自ら中期的な計画を持っておったというのが独法になってまさに中期計画というものがきちんと位置づけられたので、そこにはまりが良くなったというところは、すごくメリットがあると思います。

あと、やはり、私が申し上げるのも何ですけれども、第三者の評価というものが入って、横串が入ることによって、いろいろな評価があって、少し自らを見直すということで、それはすごく良くなったことかなと思っております。

○国立印刷局 ちょっと補足させていただきますと、製造業でありますので、年度途中でいろいろな例えば機械の故障とか、あるいは日本ではあまりないのですが、大量の偽造が発生する。そうすると、なかなか予算統制がそのままであると、弾力的な運営ができないという面がございます。

昔の大蔵省印刷局、財務省印刷局と同じような組織が実は米国に、今、ございます。

これは財務省の外局として証券印刷局というものがございます。ここはまさに政府の一部局なのですが、ここも厳格な予算統制ではなくて、基金を設けて製造業を行っているということですから、私どもは基金のかわりに独法にして頂いて、そこを確保したということであろうかと思えます。

○委員 私も、今、問題のあたりは御質問とか御説明があったとおりでいいですね。

ちょっと付随的なところでそもそもすごく基本的なところをお尋ねして恐縮なのですが、この印刷局、造幣局のほうもそうだと思うのですけれども、仕事がちぎちぎに決まっていると、もうおっしゃるとおりでよくわかるのですけれども、通貨に対する信頼の維持と言ったときに、通貨が当然お仕事されている対象が印刷局の場合には、ペーパーの紙幣のほうですね。ちょっと、今、造幣局もこの後ですけれども、コインの方はあちらでということなのですけれども、それ以外の通貨が出てきているではないですか。通貨の信頼の維持といったときに、いわゆる通貨というのは基本的に国家が発行してということをやりますけれども、昔、いろいろなことがあったということもあり、今はやはり民間ベースのものが出てきていることもあり、そちらのほうの偽造、いわゆる電子マネーとかそちらのほうですね。実際に流通しているものが出てきて、民間が提供しているものですが、そちらの方の偽造の防止というか、そちらの方にまで業務が広がっていくとかということは

もうあり得ないのですね。この印刷局さんの場合は、もうそもそもあり得ないという理解でよろしいでしょうか。

○財務省 先生の御指摘は、非常に経営的に大事な論点でありまして、政府の白書の印刷なども行っていましたが、累次の行革の中で、通貨の信認ということであれば、そこにちゃんと絞って一生懸命、一意専心でやりなさいというようなことを言われて、そういったものを止めております。

従いまして、そういう意味で言うとパスポートのような国の信認がかかっているような部分でありますとか、収入印紙等限定的に業務を実施していくということでもありますので、新たにいろいろな業務を見出してどうのこうのということは、これまでの行革の流れからも、全くあり得ないと考えて頂いていいと思います。

○委員 わかりました。

○国立印刷局 もう一点、追加させて頂きますと、明治以降の大蔵省系の通貨、紙幣の印刷と、もう一つ私ども内閣系の官報を製造し、編集し、発行するという業務を担わせて頂いております。

これは基本的に内閣府所管でありますけれども、内閣府と一体となってやらせて頂いております。法令の公布は官報で行うというのが判例法上確立されておりました、言ってみれば、官報制度の中に我々組み込まれているというところがございます。

○座長 事務局から何かありますか。

○事務局 制度の見直しのところで、単年度管理を行う法人が適当ではないかということ、あと一方で中長期の視点での評価とか、計画、そのあたりの考えについて、後でも結構なのですけれども、どういう制度設計が現時点で必要と考えられるかどうかについて、お示し頂ければと思います。

○財務省 ちょっと時間もないので、細かくはまた事務的にお伝えしますが、少し考え方を申し述べると、先ほど申しましたように、印刷局の仕事というのは、国の政策体系の中に組み込まれているものですから、本当に自由にできなくて、財務大臣のいろいろな指示、先ほど言われました官報も内閣総理大臣の要請とか、いろいろなものがございませぬ。

あと判例でも法律の公布は朝8時30分ということになっています。そういった枠できちんとやるということが大前提なのですけれども、一方で、製造業でやっている部分もあります。その中期的な製造業の設備計画とか、人員削減の中期的な計画、コスト削減計画、こういったものをどうミックスしていくのかというのがやはり課題だと思いますので、単年度の執行管理をきちんとやりながらも、少し中長期的なそういう評価も含めて、第三者評価も含めて、そういったものをどうなじませるのか、今、もうある程度なじんでいると思うのですけれども、さらにしっくりとなじませるような工夫を制度改革の中で少しして頂けるといいかなと思っています。

そこもまた事務局と御相談させて頂きたいと思っています。

○座長 それはぜひ御意見を単年度管理型の独法になりますので、中期的な観点をどう盛り込むかということをもた御意見を頂戴したいと思います。

○事務局 そのほかの若干財務内容等について、少し補足的に後でまた事務的にもすり合わせをして、先生方に御相談したいと思います。

○財務省 その件で、割と国庫納付もしているのですけれども、いわゆる運転資金とか、そういったものもありますので、B/Sとかを見ると、少しお金を持っているように見えるのですけれども、これは支払いのタームが決まっているとか、そういったこともありますので、これは事務局にちゃんと説明してまいりたいと思っています。

○座長 承知いたしました。また後ほど、事務的に確認させて頂きたいと思います。誠に申し訳ないのですが、ちょっと時間が押しておりますので、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(財務省、国立印刷局退室)

(財務省、造幣局入室)

○座長 お待たせいたしました。

ただいまから、造幣局のヒアリングを始めたいと思います。

財務省、造幣局の御担当の皆様においで頂きまして、ありがとうございます。

最初に、財務省からその見直しのポイントにつきまして、5分程度を目安に資料に基づきまして御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○財務省 それでは、手短かに御説明したいと思います。

法人の概要のシートでございます。

様式1のところでございますが、法人の概要、造幣局のほうは、貨幣の製造、あと勲章、褒章といったものもやっております。あと貴金属の品位証明という業務でございます。

「沿革」でございますが、こちらのほうに書いてありますように、明治2年に太政官造幣局として創設されたということで、現在も大阪に本局を置く唯一の政府機関として、地元の大阪に根づいている独法でございます。

主に、先ほど言いましたようなその業務をやっておりますが、このシートの中で平成25年度の支出額ということで359億、右下のあたりでございますが、ちょっと額が大きくなってございますが、これは独法の整理合理化計画で東京支局を移転しなさいという措置が出てございます。これに従って、現在、作業を進めているということで、少し施設整備費が出てきておるものでございます。

あと真ん中ほどでございます。人の数でございますが、こちらは平成22年度972名でございます。平成25年度908名ということで、こちらのほうも64名を削減しております。

また、参考資料に同じように掲げさせて頂いておりますが、2ページのほう、独法の設立時は1,224名で開始しております。そこから比べますと316人の削減ということで、また

ラスパイレス指数も98.7ということで、100を下回っているということでございます。

これは参考でございますが、参考資料の3ページに掲げてございますように、合計で150億円弱の国庫納付をこれまで行ってきておるところでございます。

4枚おめくり頂きますして、様式4の方に参りたいと思います。

これは、政策実施機関としてどういう政策体系の中に法人が位置づけられているのかということでございます。これも造幣局につきましましては、通貨がその国民の経済活動の基盤をなす国家の基礎的なインフラであるということでございまして、印刷局と同じミッションがあるわけでございますけれども、財務省においては、通貨の安定的かつ確実な供給及び偽造・変造の防止等通過制度の適切な運用を行う必要があるということで、繰り返しになりますけれども、同様に偽造防止技術の開発、それと財務大臣が定めたこちらの方は貨幣製造計画というものがございまして、これにつきましまして、確実に実施していくということが求められております。あと過去500円玉の、韓国の500ウォンとの変造問題というものがございましたけれども、そういった場合には、緊急の改鑄をする必要がございまして、財務大臣からの要請が出たら、それに対する応諾義務が義務づけられているという体系になっております。

次の丸でございますが、造幣局は、今、申したような政策体系の中で、確実に貨幣を製造していくというミッションを頂いているところでございます。

次に、その下でございます。独法制度のメリット・デメリットでございます。これは印刷局と同じように造幣局も特別会計でやっておりました。従いまして、特別会計の予算統制でやっていたようなところが、少し柔軟になったということと、やはりプラス面では、第三者による横串が入ったことによって、少しコスト意識とか、いろいろな意味での業務の効率化、そういった質の向上、こういったものが図れるようになったというのは、特筆すべきメリットだったと考えております。

一方で、課題でもあるのですけれども、やはり単年度の製造計画と、中長期的な計画をどうなじませるのかということは課題でもあるということでございます。

次のページに参ります。様式5ということで、こちらは過去の整理合理化計画に対する措置内容の実施状況はどうだということでございます。

これにつきましましては、そちらにございますように人員削減につきましまして、平成22年度末における人員の削減率は15.2%ということで、合理化計画の10%を大きく上回っております。また平成24年度末では削減率は19.0%というものがありますので、我々はこういうものに限らず、機械の更新とか、そういうことのたびに計画的にこれからも人員削減、組織のスリム化に努めていきたいと考えておるところでございます。

「(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)について」に参ります。

平成24年1月の組織の見直しの基本方針に対する考え方でありまして、こちらのほうでは、中段にありますが「国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて

事務・事業を行う法人とする必要がある」ということで、議論させて頂き、そういうことで決定させて頂きました。そのような考え方は、基本的には当てはまっているのだらうと思っております。

次のページ、様式6です。

「(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について」というところでございます。

こちらにつきましては、①②に書いてございますが、まず「① 国の政策と一体となった業務運営」ということで、貨幣製造計画というものが財務大臣から指示を出される。そういう枠内でぎりぎりコストを削減、計画的な執行、こういったものに努めながら、きちりとした貨幣を製造していくということと偽造に対処するために適切な対応をする、こういった業務体制を確保していく必要があると考えております。

「② 『通貨の信頼の維持』等が確保できる業務運営」でございますが、そういった体制をとるためには、やはり諸外国に比べて、偽造・変造の率が極めて顕著に少ない我が国の現在の業務体制というものには維持されるべきであると考えておまして、やはり職員を国家公務員として位置づけて守秘義務、兼職の禁止、あるいは民間企業との接触制限、あと争議行為の禁止、こういった厳格な服務規律を課すということで、業務の適正かつ確実な遂行を確保して頂きたいと考えておるところでございます。

最後になりますけれども、様式7であります。中間的な取りまとめに対する御意見があればということでございます。取りまとめで法人が2分類に示されておりますけれども、造幣局は「国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行うため、役職員に公務員身分を付与して、単年度管理を行う法人」に分類して頂くことが適当ではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○造幣局 造幣局でございます。

せっかく発言の機会を頂きましたので、若干補足させていただきます。

造幣局は、独立行政法人の中では珍しい製造業でございます。製造業として独立行政法人になって以来、標準原価を用いた企業会計による運営を行っております。

その中で、各年度計画の目標の達成、特に赤字にならないこと、経費を着実に削減することに職員は一生懸命取り組んでおります。

また、監事からは、民間との比較から率直な意見を頂いておまして、これは業務に反映されています。財務省のホームページの評価委員会の資料を見て頂きますと、監事と経営陣のやりとりが公表されています。

それから、造幣局の使命というのは、国民生活の基盤となる高品質の貨幣を確実に製造することですが、この使命を達成していくためには、職員が引き続き誇りと使命感を持って、高い職業意識の中で働くことが一番大事と考えています。そのためには、職員との間で双方向のコミュニケーションによって、組織目標を個人の目標としてよく理解してもら

うということが必要だと思っています。

従って、財務省からお話がありましたように、単年度の管理で、国と密接な連携を図る必要がありますけれども、その中でも設備投資などの業務の効率化を進めることについては、法人の創意工夫が生かされるような仕組みをお願いしたいと存じます。

以上です。

○座長 ありがとうございます。先ほどの印刷局のほうでもお話がありました。中期目標計画等をどう関連していくかということだと思えるのですが、1点だけ、ちょっと確認したいことなのですが、様式1のところ、これはまだ今年度の話だと思えるのですが、平成25年度の支出が増えているというのは、何がこの要因なのでございましょうか。設備か何かが増えている。

○財務省 支出が増えているところでございますか。

○座長 いえ、何か急にその支出額が多ございますよね。

○財務省 先ほどすみません。はしょって説明したので、これまでの行革の指摘で、豊島区にある東京支局を街の再開発の関係から、移転しなさいという指摘を受けていました。その後、埼玉に移転する計画が動いておりまして、それに伴って必要な部分でございまして。

ちょっと補足的にもうちょっと数字を。

○座長 いえいえ。わかりました。

どうぞ他の先生方。では。

○委員 今、造幣局がお話くださった中で、今後の組織の在り方の中で、単年度管理を行う法人ではありながらも、製造業であり、設備投資の関係の管理などについてという話があったのですが、そのあたり、どんな枠組みで何か単年度管理を行う法人の中でも、何か独特ということはないのかもしれませんが、どんなところに着目して、工夫をしながらやっていくと、よりこちらの組織としての運営がうまくいくとお考えか、もうちょっと御説明頂けるとありがたいのです。

○造幣局 いいですか。

○座長 はい。

○造幣局 独立行政法人改革に関する中間取りまとめの中で、評価の手續のところであるのですが、単年度管理を行う法人であっても、業務運営の効率化に関する事項は、中期的な管理が適切と考えられることから、主務大臣は業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも業績評価を実施するということが書いてございまして、私どももそのとおりだと思っておりますので、貨幣の製造計画とか、偽造防止というのは、本当に密接に当局と連携する必要がありますので、単年度で管理をして頂くというのは非常に大事なことだと思いますけれども、設備投資などはあまりぎりぎり毎年で管理するよりは、職員もやる気になっていきますので、ある程度の状況の変動とか、そういうことを見ながら、柔軟に設備投資を中期的に見れば、その方向であっても、どの年にどの程度やっていくかということはある程度お任せ頂ければありがたいと思っています。

○委員 この法人についても国と密接な環境を保ちつつ、いわば独法制度のいいとこどりでいきたいということですか。

○財務省 いいとこどりというか、やはり独法制度というのは、相当メリットがある部分があると思います。これまで蓄積したいいところを唯我独尊に陥ることではないように出していきたいなということと、先生がおっしゃるように、参考資料の6ページ、ちょっと見て頂けたら。やはり近くの国の貨幣でこういうものをどうしてつくられるのかなと思うのですけれども、これは非常に社会問題になりました。

こういったときに、ちょっと日程を見て頂いたらわかるのですけれども、もう12月に起きて、直ちに対応するというようなことで、次の4月には製造を開始しております。こういったことをできるのは、やはり国の中において、きっちり政策体系の中に組み込まれていることであるので、例えばそんなことを言っても、賃金が安いからこんなのはやりませんよと言われてたら、このスケジュールはできないと思います。

それは国の政策としてはいかがなものかということなので、そこはしっかりと国の政策に組み込んで頂きたいということと、中期的にうまく、独法制度のメリットを生かして頂けるとありがたいなと思っております。

○座長 造幣は、いわゆる他の委員会でも議論があつて、先ほど標準原価計算等の話があつたと思うのですけれども、これについては、また事務的なルートから質問等があれば確認させて頂きたいと思います。

非常に改革を前向きにされているということは承知しておりますので。

他に御意見は。事務局の方からありますか。

○事務局 事務・事業の関係で、品位証明について、今後廃止の検討を行うということになっておりますけれども、具体的な検討状況はいかがでございましょうか。

○財務省 そういう検討をするという方向で、現在も考えております。

ただ、検討過程で、これは関係業界というか、例えば貴金属業者でありますとか、消費者団体の方から、やはり貴金属といったものというのは高価であります、本当に信頼していいと言ってくれるものを信頼するしかないという業界なのです。

見た目では確かにわからない部分があります。

従いまして、消費者の方からは、やはり安心して取引するためにも、造幣局のような第三者的なところでやって頂ければありがたいということと、業者の方からも、例えば大手のAさんに頼むというのは、やはりプライドが許さない。やはりそうではなくて、第三者の方がということで、正直申し上げますと、我々この業務、もうどこかそういう立派な第三者的なところができれば、先ほど言いましたように、国の政策目的からすると、少し遠いところにあると思います。

したがって、そういう動きが出てきて、そういう流れになったときに、未練がましくということはありませんが、現在、我々、行革でそういう議論があつたということで、これをまた事務局に届けておりますけれども、多くの陳情書が届いて、引き続きそういう

業務をやって頂きますようにということで、業界等消費者団体から来ているということもあります。しかし、将来やらなくていいのだよとなれば、我々がそれをやるなどということはもう考えられないということだけは申し上げておきたいと思います。

ただ、現状は、そういう検討状況ではありますが、少し皆さんからは引き続きやってほしいということでもあります。

以上です。

○座長 それは規制改革等の絡みもありますので、またそちらとも調整して、また御意見を頂戴したいと思います。

○事務局 また追加等で事務的に御相談することがあれば、先生方と御相談をしたいと思います。

○座長 今日御欠席の委員もおられますので、また改めて確認をさせて頂きたいと思います。

それでは、ちょっと時間が短こうございましたが、とりあえず本日の造幣局の対するヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(財務省、造幣局退室)

○座長 それでは、環境省からヒアリングを始めたいと思います。

本日は御多忙中のところ、環境省の御担当の方においで頂きまして、ありがとうございました。

このヒアリングの趣旨というのは、これは個別の独法のヒアリングということではなくて、独法の主務省とか所管されている府省において、政府において、今、独立行政法人通則法の改正等が検討されておりますので、この法人制度等について、どういう運用的な問題あるいは改善点等の要望等がございましたら、忌憚のない御意見を頂戴したいということで、最初に御意見、御要望について、まず環境省から御説明を伺い、そしてそれから質疑応答に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境省 環境省は2つの法人を抱えておりまして、1つは国立環境研究所ということで、環境行政の科学的・技術的基盤を提供するというところで、最近は、震災後は放射性物質に汚染された廃棄物の処理ということもやっているというところでございます。

もう一つは、環境再生保全機構と言って、ある意味環境省の行政の実施部隊として公害患者の救済とか、アスベスト被害者の救済とか、その他PCB処理等々についての、主として資金の流れを司る。こういったものをそれぞれアウトソーシングしてやるということでございますが、それぞれ悩みを抱えながらも効率的にやろうと努力はしておるところでございますが、御指示のように、全体の改革の動きについての意見、コメントにわたる部分ということでございますので、担当から説明させて頂きます。

よろしくお願いいたします。

○環境省 それでは、お手元の資料、国立環境研究所に関する資料、番号は98番です。こ

れの様式7「3. 独立行政法人制度の見直しについて」のところに意見を4つほど出させて頂いておりますので、この説明を簡単にさせていただきます。

まず、国立環境研究所、いわゆる研究開発法人でございまして、研究開発法人の在り方につきましては、これまでの一連の議論の積み重ねで、よりよい研究開発環境を整えるということで、議論が進められていまして、これは全体といたしまして、私ども環境省、国立環境研究所、大変歓迎しておるところでございます。

ぜひその方向で議論が進んで頂ければと思っております。

その中で、制度というよりは、かなり運用の部分に入るかと思うのですが、いくつかよりこうなっていればということがございますので、その4点ほどを出させていただきました。

まず【意見1】ですが、有識者懇談会の中間整理では、中期目標期間につきまして、3年から5年の目標を定めるという案が提示されておりますが、国立環境研究所、環境関係の研究ということで、長期のプロジェクトも実施しておりますので、中期目標期間につきましては、5年を超えるような目標設定も可能になるような仕組みになって頂ければと考えております。

例えば、子供が生まれる前から、その血液ですとか、化学物質の曝露環境をずっと調べて、中学生になるまで追いかけていくといったようなエコチル調査という疫学調査をしております。

また、衛星を使いまして、長期にわたって温暖化ガスのモニタリングをするといった、これも平成20年代を過ぎまして、平成30年代半ばまで行うプロジェクトも進んでおります。

こういったものを評価するに当たりまして、もちろん中間目標を立てていって管理していくということもあると思うのですが、ある程度長い、例えば7年といったような目標期間で計画を立てさせて頂くと、よりやりやすいかなという分野もあるということで御配慮頂ければと思っております。

【意見2】でございますが、今回、有識者懇談会の御提案を拝見させていただきますと、評価の仕方につきまして、第三者委員会の評価に加えまして、主務大臣の総合科学技術会議の評価指針に基づいた評価を行う。総合科学技術会議も一応関与するというのがございます。

このあたり、評価法人に対して過重な負担にならないように、評価の重複が発生しないように運用の工夫を頂ければと思っております。

例えば、主務大臣、総合科学技術会議のチェックというのは、政策的な意義ですとか、あるいは国際水準に対してどうであるかといったところにターゲットを置くのであれば、第三者機関の評価のところは、そこは分量を減らすといった分担ができればと考えています。

【意見3】でございますが、今回、独法改革、議論になりまして、新制度に入りますと、今、動いている中期目標期間が途中で中断されるということになります。

そうした場合、プロジェクトが3年なら3年、2年なら2年で切れるというわけではご

ざいませので、それは移行措置、継続しているプロジェクトについては、評価の仕方を新制度と旧制度の間をつながって評価するあるいは運営交付金の繰り越しなども、そこは運用で認めて頂くといったような経過措置が必要になるのではないかとということで、要望させていただきます。

【意見4】でございますが、評価の在り方につきまして、これはいわゆる政府系の独法の研究機関はみんなそうかと思うのですが、評価の仕方に当たりまして、いわゆる大学に対する評価等と異なって、行政のニーズに則した臨機応変なアウトプットが求められて、それに対応するというのがあるかと思えます。

例えば、環境省の国立環境研究所におきましては、東日本大震災に対応しまして、様々な法令、ガイドラインの策定などに、集中的に資源を投入したということがございます。

こういったこともぜひ評価に加味して頂けるような評価の仕組みをお願いしたいと考えております。

超過して失礼いたしました。

以上でございます。

○座長 御要望ということで、とりわけ運用上の課題が結構多かったと思うのですが、制度見直しで少し直接関係ないのですが、特に国立環境研究所の場合に、少しかねがね、私、気になっておりました点は、他の府省の研究機関というのは、一応主ミッションに係る政策部門は、本省の下に置かれてあったのですが、環境省だけはとっていいのかどうかちょっと自信はないのですが、少なくとも設立当初においては、環境研だけがそのまま切り離されたような感じで、逆に言うと実施機能を担うという独法制度のことからすると、本省の政策立案機能というのと、政策実施を担うとされて称されているような独立行政法人通則法上の今度改正になっても基本的には変わらない、その独法制度との関わり。これは環境省においてはどう整理されておられるのでしょうか。

本来実施機関ですよ。でも実際、国立環境研究所としては、そういう政策的な機能も担われているような、よくわかりませんが、そういうようなイメージもないことはないのですが、そこら辺について、もし独法制度の見直しについて、見直しには直接関係ないような気もしますが、そこら辺をどうお考えかということもちょっと時間があればお聞かせ頂きたいと思えます。

○環境省 ちょっとまず行政側からどう独立行政法人国立環境研究所を位置づけているかということですが、歴史的にはかなり古くて、環境庁発足の時点から、附属機関と当時言いましたか、国立公害研究所と。設置されたのは少し後なのですが、そのときに、やはりあくまでも政策機能というのは、国の当時は環境庁にあって、例えば公害関係の基準をつくるとか、そういうものは国でやっている。ただし、そのためのベースとなるような知見、例えば大気汚染の環境基準を作るといふのであれば、いろいろな疫学調査が要ります。疫学調査で、このあたりに行けば、これぐらいの発症率が高まるとか、そういうようなデータを集めて、その意味合いというものを研究してもらおうという研究所の位置づけ、

それを受けて国あるいは法律上の基準としてやるというのは、明確にその政策機能は環境省が持つ、本省が持つということでやってきているつもりでございます。

その関係は、今でも全然変わっていないと思います。

最近で言うと、先ほど申し上げましたように、放射性物質に汚染された廃棄物をどうやって処理するかということがあります。

例えば、8,000ベクレル以下のものであったら、通常処理していいとか、そういう基準を作っておくわけですけれども、そういう基準を作るところでも、国立環境研究所でやはり放射線影響に関する知見の集積として、どのあたりがいいのだろうかということのベースを集めて頂くという、ある意味ベース作りですね。あくまで政策機能は環境省、本省にあると思っているところでございます。

○国立環境研究所 国立環境研でございます。

今の点、非常に重要な御指摘だと思うのですが、環境研といたしましては、基本的には学術面の貢献と、政策面の貢献ということで、政策そのものを作るためのいろいろな学術的なデータを作っていくという、かつ環境分野は非常に広うございますので、そういった基礎研究、応用研究も踏まえた形で政策へ貢献するという、そういった方針でずっと続けてきております。

○座長 いや、それをなぜ聞いているかということ、その考え方というのが、他の府省にも準用できるものなのか、あるいは環境省だけの固有のものかというものもちょっと気になっているということです。

他の先生方、せっかくの機会ですから。

○座長 事務局の方から。よろしいですか。

どうぞ。

○事務局 環境省所管の法人の中でも、一つは研究所の方なのですが、研究開発法人については、今回、横申の制度の中間整理の中でも、研究開発法人の特性を踏まえた制度改革を行うということを整理しているところでありますが、例えば、その運用面で、人件費に係る制約とか、これは必ずしも制度の話ではなくて、制度を利用した運用で今までやってきたところだったのです。

例えばそういう運用によって、人材の確保が困難だったとか、そういうことも他の法人からはよく聞くのですが、そういうところについての制度面あるいは運用面で、今まで窮屈だったところ、そういうものについてのお考えをお聞かせ願えますか。

それから、あとは研究開発法人の中には、もう独法の外に出ないと解決できないのだという御意見もあるのですが、もしそこら辺についてのお考えがあれば、お願いできますか。

○国立環境研究所 まさに、今、御指摘の点は、常に私ども人が足りないということで、他の独法に比べまして、契約職員、特にポストクの数が多という特徴がございます。やはり、社会が変わるとともに、環境問題もかなり広がってきておりますし、それぞれ政策

に貢献しなければいけないということで、常に人の話は出ておるのですけれども、そこはいろいろな制約条件も踏まえつつ、最大限努力をしているという状況でございます。

今度は、福島につきましては、25名分の予算をつけて頂いたということで、そちらについても最大限いい人を探って、しっかり研究をしていくという方向で、今、検討中であります。

○座長 よろしいですか。

○事務局 制度面は。

○環境省 制度面につきましては、独法のこの議論の中で、研究開発法人について、今、議論をされているところについては、基本線として私どもぜひこの方向でと思っておりますので、特別に国立環境研究所として制度的に独法の枠組みから出してくれというところは考えておりません。

○座長 ありがとうございます。

それでは、また、後ほど事務局を通じて資料等の確認をさせて頂くこともあろうかと思いますが、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

どうも忙しいところ、ありがとうございました。

(説明者退室)

○座長 今日頂いた御意見、御感想をまた事務局において整理して頂きますが、同時に先生方からも、追加的な御意見あるいは調査事項等がありましたら、事務局にお申し出頂きたいと思えます。

次回の会合は、また恐縮でございますが、来週になりますが、10月10日の12時半から15時までの今度は国交省所管の住宅金融支援機構、水資源機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構となっておりますので、非常に御多忙中恐縮でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。